

市立小諸図書館等運営・管理包括的業務委託に係る
公募型プロポーザルにおける審査要領

1. 目的

この審査要領は、市立小諸図書館、小諸市市民交流センター、小諸市複合型中心拠点誘導施設、市営第2・第3・第5駐車場の運営・管理包括的業務委託の受託者を選定するために、必要な項目を定めるものである。

2. 選定方法と配分

下記について、提案の参加要件を満たしている者が判定を行ったのち、提案・価格の各評価について、総合的に審査を行う。

| 審査項目 | 配点 |
|----------------|-----------------|
| 参加申込書等の提出書類審査 | なし |
| 提案書による審査（提案評価） | 4,700点（940点×5名） |
| 見積書による審査（価格評価） | 300点 |
| 合計 | 5,000点 |

3. プロポーザル審査委員会

審査委員（計5名）

- ・保健福祉部長（審査委員長）
- ・財政課長
- ・文化財・生涯学習課長
- ・市立小諸図書館及び市民交流センター長
- ・市立小諸図書館協議会委員

事務局 小諸市教育委員会事務局文化財・生涯学習課 ならびに 小諸市総務部財政課

4. 審査方法

選定については次のとおり審査を行い決定する。

(1) 提案書による審査（提案評価）

- ① 各審査員はプレゼンテーション（45分以内）及び質疑応答（15分以内）に対して、「提案書による評価における審査内容及び基準」に基づいて次の評価を行う。

<審査項目について>

非常に良い・良い・普通・少し悪い・悪い

- ② 評価に基づき、次の割合を各評価項目の配点に乗じた点数を得点とする。

<評価に応じた配点に乗じる割合>

非常に良い：100%・良い：80%・普通：60%・少し悪い：40%・悪い：20%

- ③ 各審査員の得点の合計を提案書による審査の点数とする。

提案書による審査の点数＝各審査員の得点の合計

※企画提案書には、提案者が特定できないよう、あらかじめ小諸市で指定した名称を使用することとする。

- (2) 見積りによる評価

見積額（税込）に対して、次の評価を行う。

価格評価の点数＝配点×（16,200万円－見積額（税込））/3,000万円

※小数点以下が生じる場合は、第1位を四捨五入して算出

※見積価格が13,200万円以下の場合は配点の満点とする。

5. 受託候補者の決定

- (1) 評価点の合計が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を優秀提案者として決定する。なお、評価点と同点の場合は、提案評価の点数の高い者を優先する。
- (2) 評価点が最も高い者であっても、満点の6割に満たない場合は最優秀提案者として決定しない。

提案書による評価における審査内容及び基準

| | 評価項目 | 評価事項 |
|------------------|----------------|--|
| 1. 運営組織に関すること | | |
| | 組織体制 | 施設を運営する組織体制について、仕様書を踏まえて記載すること。 |
| | 類似施設の運営実績 | 類似施設（図書館、ホール、公民館、駐車場）の運営管理実績からアピールできることを記載すること。 |
| | 職員の育成 | 職員のスキル向上及び安全管理のために行う研修や訓練について、内容及び対象者等を具体的に記載すること。また、サービスごとの研修についても計画を記載すること。 |
| 2. 利用者サービスに関すること | | |
| 市立小諸図書館 | 運営方針 | 「別紙1-2 市立小諸図書館 基本理念と基本方針」を踏まえた、事業者の図書館運営方針を記載すること。 |
| | サービス提供に関する取り組み | 施設利用者及び来館者の満足度を高めるためのサービス提供に関する取り組みを具体的に記載すること。 |
| | 事業計画 | 事業方針及び事業内容 「別紙1-1 市立小諸図書館 運営・管理包括的業務委託における基本的な業務内容の詳細」に記載された図書館事業、応募者提案の事業を実施するにあたっての事業方針を記載すること。また、事業の具体的な内容や実施予定数も合わせて記載すること。 |
| | 施設利用の公平性 | 利用者が公平に施設を利用するための具体的な取り組みを記載すること。 |
| 市民交流センター・こもテラス | 運営方針 | 交流センター及びこもテラスの運営・管理を行うにあたっての運営方針を記載すること。 |
| | サービス提供に関する取り組み | 施設利用者及び来館者の満足度を高めるためのサービス提供に関する取り組みを具体的に記載すること。 |
| | 事業計画 | 事業方針及び事業内容 仕様書に記載された事業を実施するにあたっての事業方針を記載すること。 |
| | 施設利用の公平性 | 利用者が公平に施設を利用するための具体的な取り組みを記載すること。 |
| 駐車場 | 施設利用の公平性 | 利用者が公平に施設を利用するための具体的な取り組みを記載すること。 |

| 3. 共通事項 | | |
|---------|-------------------------|--|
| | 評価項目 | 評価事項 |
| | 基本的な考え方 | 図書館等の各構成施設を一体的に管理運営することの特性をふまえて、管理運営を行うにあたっての基本的な考え方（コンセプト）について記載すること。 |
| | 個人情報保護及び情報公開・発信に関する取り組み | 個人情報の保護及び情報公開・発信について、考え方と具体的な取り組みを記載すること。 |
| | 利用者誘致・拡大に関する取り組み | 利用者誘致・拡大のための取り組みについて具体的に記載すること。 |
| | 要望・苦情への対応 | 利用者からの要望・苦情に対する考え方と把握方法及び運営管理への反映方法について具体的に記載すること。 |
| | 安全管理及び緊急時の対応 | 安全管理に対する考え方と取り組み、緊急時の対応について具体的に記載すること。 |
| | 実施体制及び人員体制 | 各施設を運営管理していくにあたっての人員と勤務体制のシフトの考え方を記載すること。 |
| | 環境への配慮と経費節減への取り組み | 環境への配慮や施設・設備の長寿命化、業務効率や収入の確保など経費を縮減する取り組みについて記載すること。 |
| | 自由提案 | 上記要求項目を除いた内容について自由に提案。 |